

宮津市告示第 62 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、別紙のとおり規約を定め、伊根町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務を受託したので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成 23 年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣